農業委員会名簿

出欠席	役	職		氏		名	備	考
出席	会	長	日	永		紀		
出席		会 長 代理者)	鈴	木	義	英		
出席	副	会 長	田	中		均		
出席	副	会 長	髙	木	治	雄		
出席	委	洫	加	藤	さり	ゆみ		
出席	委	員	鈴	木		巖		
欠席	委	員	佐	藤	修	康		
出席	委	加	就鳥	野	孝	_		
出席	委	加	野	П	浩	孝		
出席	委	加	Щ	田	和	良		
出席	委	加	太	田	芳	郎		
出席	委	加	杁	江		豊		
出席	委	加	後	藤	忠	正		
出席	委	加	松	永		勇		
出席	委	員	八	木		聖		
欠席	委	員	不	破	恭			
出席	委	員	服	部	典	雄		
出席	委	旦	横	井	芳	之		

出欠席	役	職	氏				名	備	考
出席	委	員	井戸	田	敏	明			
出席	委	迴	堀	田		薫			
	委	員		欠	Į				
出席	委	回	飯	田	喜美	善子			
出席	委	員	堀	田	爲積	捷			
出席	委	員	加	藤	俊	治			
出席	委	員	鈴	木	秀	夫			
出席	委	員	加	賀	裕				
出席	委	員	前	野	順	子			
出席	委	員	辻		義	則			
出席	委	員	神	田	俊	紀			
出席	委	員	平	野	博	吉			
出席	委	員	柴	田	隆	吉			
出席	委	員	竹	田	義	弘			
出席	委	員	池	П	克	八			
出席	委	員	横	井	美喜	手夫			
出席	委	員	伊	藤	里	海			
出席	委	員	Щ	田		進			
出席	委	員	伊	藤	辰	雄			

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長(事務局長)	奥 田 哲 弘
課長補佐(事務担当)	鷲 尾 和 彦
主 任(事務担当)	若 松 孝 志
主 任(事務担当)	瀧田崇司

発言者	内容
	1. 開催日時 平成28年10月20日 (木)
	午前9時00分から午前9時20分
	2. 開催場所 愛西市役所 北館 3 階 災害対策本部兼会議室
	3. 出席委員(34人)別紙のとおり
	4. 欠席委員(2人)別紙のとおり
	5. 議事日程
	日程第 1 議事録署名委員の指名
	日程第 2 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請
	日程第 3 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請
	日程第 4 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請
	日程第 5 決定第 6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
	よる当委員会の決定について
	日程第 6 専 決 報 告 1.農地法第3条の3第1項の規定による届出
	2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出
	3. 現況証明願 日程第 7 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知
	日程第
	6. 農業委員会事務局職員 (4人) 別紙のとおり
	7. 本委員会の書記は、課長補佐 鷲尾和彦 主任 若松孝志 主任 瀧田崇司 である。
	8. 会議の概要
	開会(午前9時00分)
事務局長	定刻となりましたので、只今より、平成28年10月定例農業委員会を始めさ
	せていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永
	会長さんにお願いします。
	会長さん宜しくお願いします。
会長	《会長あいさつ》
	それでは、本日の出席者数は36名中34名で、定足数に達しておりますので、

只今より10月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。 ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号17番 横井 芳之 委員 議席番号18番 井戸田 敏明 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らさせていただきます。

議案第19号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・2件
議案第20号	農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・4件
議案第21号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・4件
決定第 6号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
	当委員会の決定について・・・・・・・・3件
専 決 報 告	1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出・・・17件
	2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・4件
	3. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・2件
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・3件

それでは、議案第 19号 農地法第3条の規定による許可申請 2件について審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局《事務局説明》

(1番から2番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、 権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)

以上、2件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可 要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

只今、事務局より議案第 19号 について説明させていただきました、何か ご質問・ご意見ございますか。

(発言なし) 宜しいでしょうか。

会長

それでは、議案第 19号 農地法第3条の規定による許可申請 2件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。

続きまして、議案第 20号 農地法第4条の規定による許可申請 4件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。

事務局《事務局説明》

(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗 読及び説明)申請者は現在、隣接する宅地にて暮らしておりますが、自宅への進 入路がないため、今般の申請にて、申請地を進入路として利用する計画でござい ます。

(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)太陽光の申請でございます。計画では、288枚のパネルを設置し、総事業費は約○○○万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺につきましてはフェンスで囲い、雨水につきましては自然浸透にて処理する計画でございます。

(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)太陽光の申請でございます。計画では、288枚のパネルを設置し、総事業費は約○○○万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺につきましてはフェンスで囲い、雨水につきましては自然浸透にて処理する計画でございます。

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗 読及び説明)申請者は現在、道路向かいの住宅にて暮らしておりますが、住宅敷 地内には駐車スペースがないため、今般の申請にて、申請地を駐車場として利用 する計画でございます。

以上、4件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より議案第 20号 について説明させていただきました、何か ご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは議案第 20号 農地法第4条の規定による許可申請 4件について 賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

続きまして、議案第 21号 農地法第5条の規定による許可申請 4件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。

事務局《事務局説明》

(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗 読及び説明)申請者は現在、あま市内の賃貸住宅にて、夫、子どもの家族3人で 暮らしておりますが、家財道具も増え、大変手狭になってきたため、今般の申請 にて、父所有地へ分家住宅を建築する計画でございます。

(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗 読及び説明)申請者は現在、愛西市内の賃貸住宅にて、夫、子ども2人の計4人 で暮らしておりますが、子どもが成長するにつれ、現在の賃貸住宅では大変手狭 なため、今般の申請にて、申請地へ専用住宅を建築する計画でございます。

(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗 読及び説明)申請者現在、愛西市内に本社を置き、一般貨物自動車運送事業を営 んでおりますが、現在は飛島村にて、営業所兼車庫を他社より借地している状態 で、大変手狭で不便なため、今般の申請にて、管理がしやすい、本社に隣接する 申請地を資材置場として利用する計画でございます。

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗 読及び説明)申請者は現在、愛西市内にて建築業を営んでおりますが、業績も順 調に伸展している中で、現在の資材置場のみでは、大変手狭になってきたため、 今般の申請にて、申請地を資材置場として利用する計画でございます。

以上、4件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より議案第 21号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは議案第 21号 農地法第5条の規定による許可申請 4件について 賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

続きまして、決定第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によ

る当委員会の決定についての説明をお願いします。

事務局《事務局説明》

(1番から3番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、 作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)

以上、3件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より決定第6号 について説明させていただきました、何かご質問はございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは、決定第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

有り難うございました。全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていた だきます。

続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。

事務局 《事務局説明》

(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から17番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明)以上、17件の届出を受理いたしました。

(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から4番の申請者住所氏名・土地の所在、地目、面積・土地の利用状況・処理年月日を朗読説明)以上、4件の届出を受理いたしました。尚、この事案につきましては、事務局にて現地及び申請書類を確認し、受理させていただきました。

(専決報告 現況証明願 1番から2番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・目的・事由・備考を朗読説明)以上、2件の現況証明願を受理いたしました。尚、この事案につきましては、事務局にて現地及び申請書類を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。

会長

只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。

続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明)以上、3件の合意解約の通知を受付いたしました。以上で説明を終わります。

会長

只今、報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何か ご質問ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。

これをもちまして、10月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。

(終了 午前 9時20分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成28年10月20日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号 17番委員 横井 芳之

議事録署名者

議席番号 18番委員 井戸田 敏 明